

# 利 用 さ れ る 方 へ

## 1 推計人口及び世帯数について

推計人口は平成22年国勢調査確定値を基礎として、これに住民基本台帳法に基づき各市町村に届出された出生・死亡・転入・転出等の数を加減したものである。なお、平成24年6月以前の推計人口については住民基本台帳法及び外国人登録法に基づいて算出している。（注）

また、世帯数は住民基本台帳による。

## 2 県内移動者数について

県内の市町村間における転入・転出は、その届出時期が異なるため、同一期間中の転入者と転出者が一致しない。したがって、県内移動者数については、転入届を用いて算出している。

## 3 出生児・死亡者数について

本調査では、出生日・死亡日等にかかわりなく、各市町村の住民基本台帳に記載・消除された時点で出生児・死亡者数をとらえている。（届出主義）

## 4 人口動態について

人口動態＝自然動態及び社会動態

自然動態＝出生及び死亡の動き

社会動態＝転入及び転出の動き

自然増減数＝出生児数－死亡者数

社会増減数＝転入者数－転出者数

県内転入（出）者＝県内の市町村から県内の別の市町村へ転入（出）した者

県外転入者＝県外から県内の市町村へ転入した者

県外転出者＝県内の市町村から県外へ転出した者

（注）平成24年7月9日の外国人登録法廃止及び住民基本台帳法改正により、外国人住民も住民基本台帳へ記載されることになったため、同年7月以降の推計人口は外国人住民を含む住民基本台帳登録者数の毎月の増減により算出している。